

維 持 管 理 表

(令和6年度)

分 類	種 類 / 年 月 日	R6年・4	R6年・5	R6年・6	R6年・7	R6年・8	R6年・9	R6年・10	R6年・11	R6年・12	R7年・1	R7年・2	R7年・3
埋め立てた 産業廃棄物 (種類・数量)	1 廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0				
	2 ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0				
	3 安定型混合	0	0	0	0	0	0	0	0				
	4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	7.51	9.31	5.0	5.22	0	0	0	0				
	5 がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0				
点 検 と 措 置	擁 壁	損 壊 の お そ れ		異 常 な し									
埋 立 残 余 容 量	残 余 容 量 の 測 定	令和6年11月現在 21,054.60m ³											
展 開 検 査	実 施 回 数	20	25	17	17	53	24	18	119				
	安定型物以外の付着・混入年月日	0	0	0	0	0	0	0	0				
水 質 検 査 に 係 る 浸 透 水 を 採 取 し た 年 月 日		R6・4・23	R6・5・28	R6・6・24	R6・7・24	R6・8・29	R6・9・26	R6・10・24	R6・12・3				
水 質 検 査 の 結 果 の 得 ら れ た 年 月 日		R6・5・2	R6・6・5	R6・7・3	R6・8・1	R6・9・5	R6・10・4	R6・11・1	R6・12・12				
水 質 検 査 の 結 果 (B O D) mg/L		2.5	1.2	1.1	1.2	4.6	1.2	1.6	1.4				

浸透水に関する規制値・測定頻度

項目	基準値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
カドミウム	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
鉛	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
六価クロム	0.05mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
砒素	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
全シアン	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
四塩化炭素	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チウラム	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
シマジン	0.003mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ベンゼン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
セレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
BOD	BOD:20mg/L以下	埋立開始後 1 回/月以上

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（浸透水）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 株式会社三浦興産最終処分場

計算の対象	計算の結果	単位	計算の方法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002 未満	mg/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備考	※ NDは不検出を示し、（ ）内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

地下水質に関する規制値・測定頻度

項目	基準値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始前1回 埋立開始後1回/年以上
総水銀	0.0005mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
カドミウム	0.01mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
鉛	0.01mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
六価クロム	0.05mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
砒素	0.01mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
全シアン	検出されないこと。	埋立開始後1回/年以上
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	埋立開始後1回/年以上
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
四塩化炭素	0.002mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
チウラム	0.006mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
シマジン	0.003mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
ベンゼン	0.01mg/L以下	埋立開始後1回/年以上
セレン	0.01mg/L以下	埋立開始後1回/年以上

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（地下水・上流）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 株式会社三浦興産最終処分場

計算の対象	計算の結果	単位	計算の方法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.002	mg/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.003	mg/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002未満	mg/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、（ ）内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（地下水下流）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 株式会社三浦興産最終処分場

計算の対象	計算の結果	単位	計算の方法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002 未満	mg/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備考	※ NDは不検出を示し、（ ）内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。